

議案第25号

三田市青少年育成センター設置条例を廃止する条例の制定について

三田市青少年育成センター設置条例を廃止する条例を次のとおり定める。

令和2年2月18日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市青少年育成センター設置条例を廃止する条例

三田市青少年育成センター設置条例（昭和53年三田市条例第22号）は、廃止する。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。